

4 振動関係

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設

(振動規制法施行令別表第 1 及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 14)

特 定 施 設	
1	金属加工機械 (イ) 液圧プレス (矯正プレスを除く。) (ロ) 機械プレス (ハ) せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) (ニ) 鍛造機 (ホ) ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機 ^{※1} (一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するもの ^{※2} を除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10キロワット以上 のものに限る。)
6	木材加工機械 (イ) ドラムバーカー (ロ) チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械 (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

条例に基づく特定施設には、振動規制法の指定区域内にある、振動規制法の特定工場等に設置される施設を含まない。また、ひとつの特定工場に法と条例の両方の規制は適用されない。

※¹ 静岡県生活環境の保全等に関する条例の2圧縮機は圧縮機を用いる冷凍機も含む。

※² 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機

圧縮方式	スクリー式
低振動型圧縮機	工場及び事業所における通常の稼働において、当該機器から5メートル離れた地点における振動が60デシベルを越えないものとみなされるもの
型式の指定	圧縮方式がスクリー式のものであれば一律に対象とするものではなく、製造メーカーが申請を行ったものを環境大臣が個別に指定

上記に該当する圧縮機の型式は、令和5年4月に指定されました。今後も随時追加指定される見込みです。最新の情報は環境省のホームページを御確認ください。